業務及び財産の状況に関する説明書 【平成 28 年 12 月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所に備え置き公衆の縦覧に供するため作成したものです。

Binary 株式会社

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

Binary 株式会社

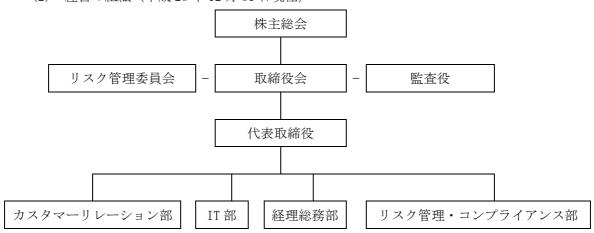
2. 登録年月日及び登録番号

平成28年9月1日 (関東財務局長(金商)第2949号)

- 3. 沿革及び経営の組織
 - (1) 会社の沿革(平成28年12月31日現在)

年月	沿革
平成 26 年 11 月	Binary Ltd.の子会社として設立
平成 27 年 8 月	本店を東京都渋谷区に移転
平成 28 年 5 月	資本金を 60 百万円に増資(資本準備金 60 百万円)
平成 28 年 9 月	関東財務局に第一種金融商品取引業者として登録
	資本金を80百万円に増資(資本準備金80百万円)

(2) 経営の組織(平成28年12月31日現在)



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成28年12月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
Binary Ltd.	16,010 株	100.00%
計 1 名	16,010 株	100.00%

5. 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称

(平成28年12月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	Tanser Mark James	有	常勤
取締役	Sieger Jason	無	常勤
取締役	Novick Colin Lee	無	非常勤
取締役	Jean-Yves Sireau	無	非常勤
取締役	武石 靖	無	常勤
監査役	井谷 規孝	無	非常勤

- 6. 政令で定める使用人の氏名
 - (1) 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

(平成28年12月31日現在)

氏 名	役 職 名
武石 靖	取締役兼リスク管理・コンプライアンス部長

(2) 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

(3) 投資助言・代理業(法第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。)に関し、 法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する者(部長、次長、 課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者 の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

7. 業務の種別

第一種金融商品取引業

- ・法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
- ・法第28条第1項第5号に掲げる行為に係る業務
- 8. 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業 所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	東京都渋谷区広尾 1-9-16 広尾宮田ビル 3F

9. 他に行っている事業の種類 該当事項はありません。

- 10. 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る 手続実施基本契約を締結する措置を講じる当該手続実施基本契約の相手方である指定 紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者と なる認定投資者保護団体の名称
 - (1) 指定紛争解決機関の商号又は名称
 - ① 第一種金融商品取引業(法第37条の7第1項第1号イ)

特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) との間で締結する措置を講じております。 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先:0120-64-5005 (フリーダイヤル)

東京事務所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 大阪事務所:〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

- ② 第二種金融商品取引業(法第37条の7第1項第2号イ) 該当事項はありません。
- ③ 投資助言・代理業(法第37条の7第1項第3号イ)該当事項はありません。
- ④ 投資運用業(法第37条の7第1項第4号イ)該当事項はありません。

- (2) 加入する金融商品取引業協会の名称 一般社団法人金融先物取引業協会
- (3) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 該当事項はありません。
- 11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号該当事項はありません。
- 12. 加入する投資者保護基金の名称 該当事項はありません。
- 13. 法第37条の7第1項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 - (1) 第一種金融商品取引業(法第37条の7第1項第1号ロ)

苦情処理、紛争解決は当社の社内規程「苦情・紛争等処理規程」に則って行います。 苦情・紛争等の処理は、当社カスタマーリレーション部が受け付けた時点でリスク管理・コンプライアンス部に当該事実の発生を報告し、当該部署の指示により対応にあたります。リスク管理・コンプライアンス部は、苦情・紛争等への対応の進捗状況を管理する等、対応の全般を統括します。苦情・紛争等の迅速な解決を図るべく、必要に応じてFINMACの利用を顧客に案内いたします。

- (2) 第二種金融商品取引業(法第37条の7第1項第2号ロ) 該当事項はありません。
- (3) 投資助言・代理業法(第37条の7第1項第3号ロ)該当事項はありません。
- (4) 投資運用業 (第 37 条の 7 第 1 項第 4 号ロ) 該当事項はありません。

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期は年初から第一種金融商品取引業者としての登録申請の準備を開始、同年9月1日、 関東財務局に同取引業者として登録が完了しましたが、一般社団法人金融先物取引業協 会による当社が取扱う店頭バイナリーオプション取引に関する規程集等の事前書類監査 を終了することができず、当期中に業務を開始する事は出来ませんでした。

12月にホームページを公開したものの、上記の理由で個人投資家の口座開設を行うことが認められておらず、デモ取引のみを提供しております。

2. 業務の状況を示す指標

(単位:千円)

	第1期	第2期	第3期
	(平成 26 年 12 月期)	(平成 27 年 12 月期)	(平成 28 年 12 月期)
資本金	100	100	80, 100
資本準備金	0	0	80,000
発行済株式総数	10	10	16,010
営業収益	-		
受入手数料	_		
金融収益	_	_	_
その他の営業収益	-	-	-
トレーディング損益	-	-	-
純営業収益	-	-	-
経常損益	△5	△26, 918	△68, 620
当期純損益	△5	△26, 982	△68, 910

3. 自己資本規制比率の状況

(単位:%、百万円)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	
自己資本規制比率			2.47, 00/	
(A / B × 100)	_	_	347.0%	
固定化されていない			60	
自己資本 (A)	_	_	60	
リスク相当額(B)	_	_	17	
市場リスク相当額	-	-	0	
取引先リスク相当額	-	-	0	
基礎的リスク相当額	_	_	16	

4. 使用人の総数及び外務員の総数

(単位:人)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
使用人	0	0	3
(うち外務員)	0	0	2

III 財産の状況に関する事項

- 1. 経理の状況
- (1) 貸借対照表

(単位:千円)

平成 27 年 12 月期 平成 28 年 12 月期

平成 27 年 12 月期 平成 28 年 12 月期

科目	金額	金額	科目	金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	5, 166	85, 289	流動負債	33, 423	24, 413
現金及び預金	4, 755	83, 664	預り金	1, 908	2, 489
預託金	-	1,000	株主短期借入金	1,733	14, 931
前払費用	411	625	未払費用	26, 590	6, 703
固定資産	1, 368	3, 325	買掛金	3, 125	_
有形固定資産	248	205	未払法人税等	64	290
器具備品	373	495			
減価償却累計額	△ 124	△ 289	負 債 合 計	33, 423	24, 413
投資その他の資産	1, 120	3, 120	(純資産の部)		
敷金	1, 120	1, 120	株主資本	△ 26,887	64, 201
長期差入保証金	0	2,000	資本金	100	80, 100
			資本剰余金	0	80,000
			資本準備金	0	80,000
			利益剰余金	△ 26, 987	△ 95,898
			その他利益剰余金	△ 26, 987	△ 95,898
			繰越利益剰余金	△ 26, 987	△ 95,898
			純資産合計	△ 26,887	64, 201
資 産 合 計	6, 535	88, 615	負債純資産合計	6, 535	88, 615

(2) 損益計算書

	前事業年度	当事業年度
	(平成 27 年 12 月 31 日)	(平成 28 年 12 月 31 日)
営業収益	-	-
営業収益合計	-	-
販売費及び一般管理費		
取引関係費	614	3, 515
人件費	20, 170	58, 543
不動産関係費	1,741	4, 406
事務費	516	741
減価償却費	124	165
租税公課	0	719
貸倒引当金繰入額	-	-
その他	3, 751	530
販売費及び一般管理費計	26, 918	68, 621
営業利益	-	-
営業外収益	0	1
営業外費用	-	0
経常損益	△26, 918	△68, 620
税引前当期純損益	△26, 918	△68, 620
法人税、住民税及び事業税	64	290
法人税等調整額	-	-
当期純損益	△26, 982	△68, 910

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	資本剰余金		利益剰余金			純資産	
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本	合計
		準備金	合計	繰越利益剰余金	合計	合計	
当期首残高	100	0	0	△ 5	△ 5	94	94
当期変動額							
当期純利益				△ 26, 982	△ 26, 982	△ 26,982	△ 26,982
当期変動額合計				△ 26, 982	△ 26, 982	△ 26,982	△ 26,982
当期末残高	100			△ 26, 987	△ 26, 987	△ 26,887	△ 26,887

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本						
		資本乗	創余金	利益剰余	金	44- 2- 2hr -	純資産	
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	合計	
		準備金	合計	繰越利益剰余金	合計	10 81		
当期首残高	100			△ 26, 987	△ 26, 987	△ 26,887	△ 26,887	
当期変動額								
新株の発行	80,000	80, 000	80,000			160,000	160, 000	
当期純利益				△ 68,910	△ 68,910	△ 68,910	△ 68,910	
当期変動額合計	80,000	80,000	80,000	△ 68,910	△ 68,910	91, 089	91, 089	
平成 28 年 12 月 31 日残高	80, 100	80,000	80,000	△ 95,898	△ 95,898	64, 201	64, 201	

(4) 貸借対照表に関する注記

【有形固定資産の減価償却累計額】

器具備品 289,440 円

【関係会社に対する金銭債権及び金銭債務】

短期金銭債務 14,931,795 円

【過去の誤謬に関する注記】

① 過去の誤謬の内容

平成27年12月期決算の負債の部・流動負債において海外の会計管理システム XEROが「従業員給与」を「Account Payable」としており、本来、未払費用として計上するべきところ買掛金として処理されていました。平成28年12月期決算より未払費用として計上します。

- ② 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額
 - 従業員給与を平成27年12月期決算は従前のまま買掛金とし、平成28年12月期 決算より未払費用として計上いたします。1株当たり情報への影響はありません。
- ③ 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産額に反映された、表示期間より前の期間に関する修正再表示の累積的影響額適用時期等 当会計方針の変更は平成27年12月期決算時の誤謬であり、それ以前の決算時期 においては役職員がおらず、当該科目がなかったため影響はありません。
- (5) 損益計算書に関する注記

【関係会社との取引高】

該当事項はありません。

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

【当事業年度末における発行済株式の数】

普通株式 16,010 株

【自己株式に関する事項】

該当事項はありません。

【新株予約権等に関する事項】

該当事項はありません。

【配当に関する事項】

該当事項はありません。

【店頭デリバティブ取引等の状況】

業務を開始していないため該当事項はありません。

【会計監査人による監査及び監査報告書の有無】

該当事項はありません。

IV 管理の状況に関する事項

- 1. 内部管理の状況の概要
- (1) コンプライアンス体制の状況

内部管理担当役員としてリスク管理・コンプライアンス担当を役員に任命しております。 内部管理担当役員は、コンプライアンスに関する事項を代表取締役に報告、また、コン プライアンス・マニュアルを策定し、役職員へ法令遵守の周知を図っております。

社内規程として、リスク管理委員会規程、店頭バイナリーオプション取引に係るリスク 管理規程等を整備し、各種リスクに対して対応できる態勢を構築しております。

経理総務部は経理や総務に関して、IT 部は IT 関連事項、カスタマーリレーション部は 顧客に関連して生じるコンプライアンス事項をリスク管理・コンプライアンス部に報告 もしくは相談し、情報の一元化を図っております。

(2) 内部監査の状況

当社は、リスク管理・コンプライアンス部がカスタマーリレーション部、IT部、経理総務部の監査担当者となり、リスク管理・コンプライアンス部の監査は代表取締役が監査担当者となり、相互監視ができる態勢を取っております。監査担当者が作成した監査報告書は監査役に報告され、監査役はこれを評価し、必要と思われる事項については代表取締役に報告されます。

また、グループ会社の監査の一環として親会社の監査部による監査も行われております。

- 2. 法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況
- ① 法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

(単位:百万円)

	管理の方法	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 12 月 31 日	内訳
金銭	金銭信託	0	1	日証金信託銀行

② 法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況 該当事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。